



宮 崎 県 公 報

令和5年9月19日(火曜日)号外 第43号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

頁

告 示

○家畜伝染病予防のための予防注射の実施……………(家畜防疫対策課) 1

告 示

宮崎県告示第 675号

豚熱の発生を予防するため、予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定により、予防注射の対象となる家畜の所有者に対し当該予防注射を受けることを命ずる。

令和5年9月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 予防注射の対象となる家畜の種類及び範囲
豚及びいのししでその所在地を管轄する家畜保健衛生所長が必要と認めるもの
- 2 予防注射の方法
豚熱ワクチンの皮下注射又は筋肉注射
- 3 実施の区域及び期間

区 域	期 間
宮崎県全域	令和5年9月27日から当分の間